

物部氏の始祖伝承と石上麻呂

篠川 賢

はじめに

『日本書紀』（神武天皇即位前紀）には、物部氏の始祖のニギハヤヒが、天孫に先立ってヤマトに天降ったという伝承が載せられている。神武天皇と戦ったナガスネヒコは、ニギハヤヒを天神の子と認め、君として仕えていたが、神武天皇もまた天神の子であることを知って畏まった。しかしナガスネヒコは、なお反抗を止めようとしなかったため、ニギハヤヒは、ナガスネヒコを殺害して天皇に帰順した。天皇もニギハヤヒが天神の子であることを承知していた、というものである。臣下である物部氏の祖が、なにゆえこのような人物（神）として神武紀に記されるのか、他の氏

族にはみられない伝承であり、これまでも多くの関心が寄せられてきた。この点についての、おもな見解を掲げると、次のとおりである。

①天神の権威を高めるために、ナガスネヒコの反抗も天神に対する真の反抗ではなかったとしたもので、オホナムチの物語を模して作られた話。もともとの旧辞（東征伝承）⁽¹⁾にあった話ではなく、推古朝以降に加えられたもの⁽¹⁾。

②物部氏が有していた自己の祖先の業績を誇る伝承であり、始祖を天神の子としたのは、氏族間に君臨しようとしたため。神武紀にこの伝承が載せられるのは、物部氏の要請による⁽²⁾。

③中国の天の理念が導入されて天神の天降の構想が成立

し、かつ物部氏の勢威が強力であり、いまだ諸豪族に対する皇室の絶対的優位が確立されていなかった時期、すなわち欽明朝頃に作られた話⁽³⁾。

④物部氏の力が強大であった時期、しかも大伴氏よりも優勢であったと考えられる欽明朝頃に成立した伝承⁽⁴⁾。

⑤物部氏の勢力が強大であった欽明朝前後に、大臣側の天孫降臨神話に対抗して、大連側の降臨神話として作成された話⁽⁵⁾。

⑥神武紀には大伴氏と物部氏の対抗関係がみられ、大伴御行・安麻呂と石上麻呂とが並び立っていた文武・元明朝に記述された話。しかし原形は、大伴氏と物部氏⁽⁶⁾がともに最有力者として対抗していた六世紀初頭に成立⁽⁶⁾。

⑦ニギハヤヒはタケミカヅチから構想された神格で、三輪のオホモノヌシとの関係も深い。ニギハヤヒの伝承は、石上神宮の神宝管掌伝承とともに、物部・中臣・三輪氏の祭祀氏族が、「崇仏論争」で団結した段階⁽⁷⁾（欽明・敏達朝）に作成された。

⑧天孫降臨神話の背景にある天皇の再生儀礼に、石上氏（石上麻呂）が関与したことにより作られた話⁽⁸⁾。

⑨物部氏が石上の地に進出した頃の五世紀後半から六世紀中葉に、物部氏によって唱えられた伝承。大王家の降臨伝承よりも早くに唱えられ、一般的に知られていないため、朝廷でもそれを無視できず、記紀に収載された⁽⁹⁾。

⑩天神の子でも臣下として天皇に帰順しなければならぬことを示そうとして、伴造の統括者である物部氏の始祖がとくに取りあげられた話⁽¹⁰⁾。

⑪物部氏が大王家に先立って東遷し、ヤマト入りしたという事実を反映した伝承⁽¹¹⁾。

⑫ニギハヤヒの伝承は本来、大王家の祖先神話として伝えられていたが、大王家が新たな国譲り神話・東征伝承を作成したため、大王家の伝承を伝えることを職掌のひとつとしていた物部氏の始祖伝承に書きかえられたもの⁽¹²⁾。

論点の基本にあるのは、ニギハヤヒの伝承を、もともと物部氏が伝えていた伝承とみるか、王権よって作成されたものとみるか、あるいは王権と石上氏のかかわりのなかで作成されたとみるか、という点である。この問題を考えるためには、いうまでもなく、ニギハヤヒの性格、さらには

物部氏の性格そのものについて検討しなければならないが、本稿において、そのすべてを果たすことはできない。結論からいえば、ニギハヤヒの伝承に石上麻呂の関与を想定する説（⑥⑧など）⁽¹³⁾を妥当と考えるが、筆者は、『日本書紀』の編纂には、そこに載せられる物部氏関係の伝承に限らず、その構想も含め、石上麻呂の関与するところが大きかったと推測している。本稿では、このような見通しのもとに、改めてニギハヤヒの伝承について考えてみることにしたい。

一 ニギハヤヒの伝承

周知の史料ではあるが、まずは、神武紀に載せられるニギハヤヒに関する記事を引用しておく。

(1) 神武天皇即位前紀甲寅年条

（前略）抑又聞_二於塩土老翁_一。曰、東有_二美地_一。青山四周。其中亦有_下乘_二天磐船_一而飛降者_上。余謂、彼地、必當_レ足_下以恢_二弘大業_一、光_中宅天下_下。蓋六合之中心乎。厥飛降者、謂_二是饒速日_一歟。何不_二就而都_一之乎。

（後略）

(2) 神武天皇即位前紀戊午年十二月丙申条

（前略）時長髓彦、乃遣_二行人_一、言_二於天皇_一曰、嘗有_二天神之子_一、乘_二天磐船_一、自_レ天降止。号曰_二櫛玉饒速日命_一。饒速日、此云_二爾芸波椰卑_一。是娶_二吾妹三炊屋媛_一、亦名長髓媛、亦名鳥見屋媛。遂有_二兒息_一。名曰_二可美真手命_一。可美真手、此云_二于魔詩莽耐_一。故吾以_二饒速日命_一、為_レ君而奉焉。夫天神之子、豈有_二兩種一乎。奈何更称_二天神子_一、以奪_二人地一乎。吾心推之、未必為信。天皇曰、天神子亦多耳。汝所_レ為_レ君、是实天神之子者、必有_二表物_一。可_二相示_一之。長髓彦即取_二饒速日命之天羽々矢一隻及步鞞_一、以奉_レ示_二天皇_一。天皇覽之曰、事不虛也、還以_二所御天羽々矢一隻及步鞞_一、賜_二示於長髓彦_一。長髓彦見_二其天表_一、益懷_二踧躅_一。然而凶器已構、其勢不_レ得_二中休_一。而猶守_二迷罔_一、無_二復改意_一。饒速日命、本知_二天神懲戮_一、唯天孫是与_一。且見_下夫長髓彦稟性悞恨、不_上可_三教以_二天人之際_一、乃殺之。帥_二其衆_一而歸順焉。天皇素聞_二饒速日命_一、是自_レ天降者。而今果立_二忠效_一。則褒而寵之。此物部氏之遠祖也。

(3) 神武天皇三十一年四月朔条

皇輿巡幸。因登_二腋上嘍間丘_一、而廻_二望国状_一曰、妍

哉乎国之獲矣。〈妍哉、此云^二軼奈珂夜^一。雖^二内木綿之真迕国^一、猶如^二蜻蛉之臂帖^一焉。由^レ是、始有^二秋津洲之号^一也。昔伊奘諾尊目^二此国^一曰、日本者浦安国、句備^一。復大己貴大神目之曰、玉牆内国。及^下至饒速日命、乘^二天磐船^一、而翔^二行太虚^一也、睨^二是郷^一而降上之、故因目之、曰^二虚空見日本国^一矣。

(1)は、神武天皇がいわゆる東征に出発するにあたって述べたという言葉の、最後の部分である。『古事記』に載るこれに相当する言葉は、「坐^二何地^一者、平聞^二看天下之政^一。猶思^二東行^一」という簡単なものであり、『古事記』に(1)に相当する記事はみえない。(1)によれば、神武天皇は、東征に出発する前から、ヤマトに天降った者がいることを知っており、それはニギハヤヒであろうと推測していた、ということになる。

(2)は、ヤマト平定の最終段階の話であり、『古事記』には、「故爾邇芸速日命参赴、白^レ於^二天神御子^一、聞^二天神御子天降坐^一。故、追参降來、即獻^二天津瑞^一以仕奉也。故、邇芸速日命、娶^二登美毘古之妹、登美夜毘売^一生子、宇摩志麻遲命。〈此者物部連、穗積臣、姪臣祖也。〉」と記され

るのみである。すなわち『古事記』によれば、ニギハヤヒは、天孫の天降り聞いたのちに、それを追って天降りし、天神の子であることの証の品を献じて天皇に仕えた、というのである。そこには、ナガスネヒコがニギハヤヒに仕えていたことや、ニギハヤヒがナガスネヒコを殺害したことなどは記されていない。『日本書紀』が、『古事記』に比べて、ニギハヤヒをより大きな存在として描いていることは明らかである。また、『古事記』にも、ニギハヤヒとトミビコ(ナガスネヒコ)の妹のトミヤビメ(『日本書紀』にはミカシキヤヒメ、亦名ナガスネヒメ、亦名トミヤビメとある)のあいだにウマシマヂ(ウマシマデ)が生まれたということは記されているが、ここでは、そのウマシマヂに注して、物部連・穗積臣・采女臣の祖とするのであって、ニギハヤヒの話が物部氏独自の始祖伝承という形にはなっていない。『日本書紀』が、ニギハヤヒを「此物部氏之遠祖也」と本文に記すのとは、明らかに物部氏の扱い方が異なっている。

(3)は、前半は、天皇による国見の話であり、日本を「秋津洲」(アキツシマ)と呼ぶようになった起源譚にもなっている。後半は、かつてイザナキが日本を「浦安国」(ウ

ラヤスノクニ、「細戈千足国」(クハシホコノチタルクニ)、「磯輪上秀真国」(シワカミノホツマクニ)と名づけ、オホナムチが「玉牆内国」(タマガキノウチツクニ)と名づけ、ニギハヤヒが「虚空見日本国」(ソラミツヤマトノクニ)と名づけた、というものである。ニギハヤヒを、天皇・イザナキ・オホナムチと列挙させており、その地位を顕彰した記事であることは明らかである。この(3)に相当する話は、『古事記』にはみえない。

さて、このような、ニギハヤヒに関する記紀の話の前後関係であるが、「はじめに」に掲げた①の見解を示された津田左右吉氏は、『日本書紀』に伝えられるような話が先に作られたとされる。すなわち、『古事記』には、ニギハヤヒが「如何なる人物であるかが少しも示されておらず、天から降りて来たものとも天つ神の子であるとも書いてない」し、「この命の名が突然現はれておいて、話としての形の具はつてゐないその書きかた」からしても、「書紀によつて伝へられてゐるやうな話から、この命の名と、それとナガスネヒコとの関係とだけが、古事記のもとになつた旧辞にとられてゐたものと、考へられる」と述べられたのである⁴⁾。「書紀によつて伝へられてゐるやうな話」というの

が、具体的にどのような話であるのかは述べられていないが、(1)や(3)を含む話が想定されていたとするならば、それは明らかに疑問であろう。また、(2)に書かれていることだけのような話を想定されていたとしても、その話が、『古事記』の話より本来的であるとはいえないと思う。

津田氏は、『古事記』には、ニギハヤヒが「如何なる人物であるかが少しも示されて」いないとされるが、系譜が示されていないという点では、『日本書紀』も同じである。また、「天から降りて来たものとも天つ神の子であるとも書いてない」ともされるが、天神の子が天降つたと聞いて「降来」し、「天津瑞」を献じて仕えたと言われているのであるから、それは当然であろう。『古事記』にニギハヤヒの名が突然現れるのは確かであるが、それだからといって、『日本書紀』の話の方が先に作られた話であるということにはならない。

記紀に共通するのは、天神の子のニギハヤヒとトミビコ(ナガスネヒコ)の妹のトミヤビメとのあいだにウマシマヂが生まれたということと、ニギハヤヒが神武天皇に帰順したということであり、両者に共通した話を、本来の伝えとみるのが、まずは普通の判断といえよう。すなわち、簡

単な話となつている『古事記』の方が本来の話に近く、『日本書紀』は、それに、ニギハヤヒを顕彰する方向でさまざまな話が付け加えられた、とみる方がむしろ妥当と考えられるのである。

しかし一方では、『日本書紀』においてニギハヤヒがより重要な、大きな存在として位置づけられていることを理由に、『日本書紀』の話の方が本来的であるとする見方も少なくない。

②の見解を示された松田章一氏は、『日本書紀』の伝承は天皇家側には都合の悪い伝承であつたため、『古事記』はそれを採用しなかつたとされ、③の見解を示された吉井巖氏も、『古事記』にとつては「ニギハヤヒノ命の、天神御子や大和への天降りの伝承をそのまま受入れることは、皇祖直系の叙述に大きな混乱を与へることになる」と述べられて¹⁵⁾いる。また、④の見解を示された直木孝次郎氏も、「物部連の祖先が天神の子で、神武天皇よりさき¹⁶⁾に大和に天降つたという伝承は、物部連の祖先系譜が神武に比べてさして劣らないことの主張であつて、『日本書紀』はそれをほぼそのまま採用したのに対し、『古事記』は「天皇の超越的地位を強調するために、これを簡略化しあるいは改

変したものと考えられる」と¹⁶⁾されている。『日本書紀』のニギハヤヒの伝承を、「物部連の祖先系譜が神武に比べてさして劣らないことの主張」というようにみる見方は、⑤⑥にも共有されており、⑥の見解を示された横田健一氏は、「そこには、帰順とはいえ、対等であつたとする語り口の伝承を物部氏がもつていたこと」が示されているとし、「元来の物部氏伝承の祖形は、もつと傲然たるものであつたらう」と述べられて¹⁷⁾いる。

しかし、このような見方をするならば、ニギハヤヒや物部氏の立場がより顕彰された形で描かれている『先代旧事本紀』の伝承の方が本来的、ということにもなりかねない。事実そうした見方もないわけではないが、『先代旧事本紀』の内容が『日本書紀』よりもちのちのものであることは、すでに明らかにされているといつてよい。¹⁸⁾ニギハヤヒが大きく位置づけられていることを理由に、『日本書紀』の話の方を古いとみることはできないのである。

また、記紀のニギハヤヒの話において、『古事記』の方が「天皇の超越的地位を強調」している、ともいえないように思う。先に天降つた天神の子が天皇に帰順するという構想は、オホナムチの伝承と共通するものであり、「天皇

の超絶的地位」がより強調されるとみることとも可能であろう。

⑦以下の見解は、とくに記紀のニギハヤヒ伝承の前後関係や、その本来の内容について論じたものではないが、⑦⑨⑪⑫の見解は、後述の私見と抵触するところがあり、ここで簡単に取りあげておくことにしたい。

⑦は、志田諄一氏の見解であるが、志田氏は、ニギハヤヒの伝承や石上神宮の神宝管掌伝承は、「崇仏論争」で物部・中臣・三輪の三氏が団結した段階で成立したとされる。しかし、「崇仏論争」については、事実の伝えではなく、『日本書紀』編者の構想と考えるのが妥当であろう。¹⁹⁾『日本書紀』の石上神宮神宝伝承については、別の機会に検討したいが、志田氏の説かれるように、物部氏の伝承の背後に三氏の密接な関係が考えられるとすれば、それは後述のとおり、『日本書紀』の編纂段階のこととみるべきであろう。

⑨の見解については、五世紀後半から六世紀中葉に成立した物部氏の降臨伝承が、六世紀末に物部守屋が討たれた後もなお、朝廷が無視し得ない伝承として存続したという点に疑問が持たれる。ニギハヤヒ伝承が記紀に収載されたのは、やはり記紀編纂段階の事情に基づくと考えた方がよ

いと思う。

⑪の見解については、降臨伝承の背後に「東遷」の事実を想定すること自体に問題があるといえよう。

⑫の見解は、魅力的ではあるが、大王の祖先神話として伝えられたものが、その祖先神話に変化することによって、ある氏族の祖先神話に書きかえられるというようなことが行われ得るのか、この点に疑問が持たれる。また、物部氏の職掌のひとつに、大王家の伝承を伝えるということがあったという点も、証明されたものではない。なおこの見解をとった場合も、記紀のニギハヤヒ伝承の成立時期(⑫の見解に沿っていえば、ニギハヤヒが物部氏の祖に書きかえられた時期)は、記紀の編纂段階ということになる。

さて、記紀のニギハヤヒ伝承の本来の形を、両者に共通する内容のものと考えてよいとするならば、それは、天神の子のニギハヤヒと、トミヤビメ(ミカシキヤヒメ)との間に生まれたウマシマヂを、物部連・穂積臣・采女臣らの祖とする系譜伝承であったと考えられるであろう。大王への奉事の根源として系譜を称するということは、稲荷山古墳出土の鉄剣銘の段階(五世紀後半)にまで遡ることができ、溝口睦子氏によれば、稲荷山鉄剣銘の系譜は、上

祖オホヒコから五代タサキワケまでの伝説的部分と、六代ハテヒから八代ヲワケまでの現実的部分からなり、伝説的部分は複数のウヂが先祖を共有する「同祖構造」を持つものであって、それは、ヲワケが勝手に作成できたようなものではなく、王権のもとで作成されたウヂの政治的位置づけや所属を示す制度であつたとされる²⁰。筆者は、この溝口氏の説を妥当と考えるのであり、ニギハヤヒーウマシマヂという系譜の成立がどこまで遡るかは不明としなければならぬが、「同祖構造」を持つこの系譜は、王権のもとで作成された系譜と考えられるのである。

ウマシマヂの母とされるトミヤビメの兄のナガスネヒコ（トミヤビコ）を、神武のヤマト平定に際しての最大の抵抗勢力として描く点も記紀に共通するのであるが、このような話が作られたならば、父であるニギハヤヒを神武に帰順した人物（神）として描くのは当然のことであろう。ようするに、まずは右のような話が王権のもとで作成され、『古事記』は、それをほぼそのまま採用したのに対し、『日本書紀』は、物部氏の立場から、ニギハヤヒを顕彰する方向で改変し、(1)(3)の話も付け加えたとみられるのである。いいかえれば、そのような『日本書紀』の伝承が成立した

のは、その編纂段階と考えられるということである。とするならば、『日本書紀』の伝承に、物部連の後裔であり、その編纂段階において朝廷の中心人物の一人であつた石上麻呂の関与を想定するのは、当然のことであろう。もちろん時の王権も、その伝承を承認したのである。

二 石上麻呂と『日本書紀』

そこで、石上麻呂という人物についてであるが、まずは、『日本書紀』の関係記事を引用しておこう。

(イ)天武天皇元年七月壬子条

男依等斬^ニ近江将大養連五十君、及谷直塩手於粟津市^一。於是、大友皇子、走無^レ所^レ入。乃還隱^ニ山前^一、以自縊焉。時左右大臣、及群臣、皆散亡。唯物部連麻呂、且^ニ一舍人從之^一。(後略)

(ロ)天武天皇五年十月甲辰条

以^ニ大乙上物部連麻呂^一為^ニ大使^一、大乙中山背直百足為^ニ小使^一、遣^ニ於新羅^一。

(ハ)天武天皇六年二月朔条

物部連麻呂、至^レ自^ニ新羅^一。

(二)天武天皇十年十二月癸巳条

田中臣鍛師・柿本臣媛・田部連国忍・高向臣麻呂・粟田臣真人・物部連麻呂・中臣連大嶋・曾禰連韓犬・書直智徳、并壹拾人、授二小錦下位一。(後略)

(三)天武天皇朱鳥元年九月乙丑条

諸僧尼亦哭二於殯庭一。是日、直大參布勢朝臣御主人、誅二大政官事一。次直広參石上朝臣麻呂、誅二法官事一。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誅二理官事一。次直広參大伴宿禰安麻呂、誅二大藏事一。次直大肆藤原朝臣大嶋、誅二兵政官事一。

(四)持統天皇三年九月己丑条

遣二直広參石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫、給二送位記一。且監二新城一。

(五)持統天皇四年正月朔条

物部麻呂朝臣樹二大盾一。神祇伯中臣大嶋朝臣誅二天神寿詞一。畢忌部宿禰色夫知奉二上神璽劔鏡於皇后一。皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拜、而拍レ手焉。

(六)持統天皇十年十月庚寅条

飯賜二正広參位右大臣丹比真人、資人百廿人一。正広肆大納言阿倍朝臣御主人・大伴宿禰御行、並八十人。直

広壺石上朝臣麻呂・直広式藤原朝臣不比等、並五十人。

(イ)は、石上麻呂の初見記事であり、ここには、「物部連麻呂」とある。この物部麻呂については、大友皇子に殉死したとも解釈できるとして、(ロ)以下とは別人である可能性も指摘されている。⁽²¹⁾しかし、同一人とみるのが通説であり、筆者も通説に従ってよいと考えている。⁽²²⁾以下に述べるように、同一人であるからこそ、このような記事が載せられたとみるべきであろう。

石上麻呂が薨去したのは、養老元年(七一七)三月のことであるが、『統日本紀』に載る薨伝は次のとおりである。

左大臣正二位石上朝臣麻呂薨。帝深悼惜焉、為レ之罷朝。詔、遣二式部卿正三位長屋王・左大弁從四位上多治比真人三宅麻呂一、就レ第吊賻之、贈二從一位一。右少弁從五位上上毛野朝臣広人、為二太政官之誅一。式部少輔正五位下穗積朝臣老、為二五位以上之誅一。兵部大丞正六位上当麻真人東人、為二六位已下之誅一。百姓追慕、無レ不痛惜焉。大臣、泊瀬朝倉朝庭大連物部目之後、難波朝衛部大華上宇麻乃之子也。

ここには薨去の年齢は記されていないが、『公卿補任』には「年七十八」とある。この年齢に従えば、(イ)の天武元

年(六七二)には、三三歳であったことになる。(イ)からは、麻呂が壬申の乱で近江朝廷側についたことが知られるが、ここで注意したいのは、大友皇子の自殺を述べるにあたって「時左右大臣、及群臣、皆散亡。唯物部麻呂、且一二舍人從之」と書かれている点である。これは、事実と異なる作文とまではいえないにしても、麻呂を称えた文章であることは明らかであろう。このような記事が載せられていることに、麻呂自身の関与を想定するのは無理ではあるまい。(ロ)の天武五年の記事は、新羅に大使として派遣されたという記事であり、翌年の(ハ)の記事は、新羅からの帰国記事である。(ロ)に記される時の冠位は大乙上であり、ほぼ大宝令制下の正八位上に相当する。

(ニ)は、(ロ)の五年後の記事であるが、ここでは高向麻呂・粟田真人・中臣大嶋らとともに小錦下(ほぼ従五位下)に相当)を授かっている。五年前の冠位から七階級進んだことになり、異例の昇進といわなければならない。ここに名を連ねるメンバーの多くが、これ以降それぞれの分野で重要な役割を果たしていることからすれば、この時の授位には、天武を支える新しい官人たちの抜擢という意味が考えられるであろう。

この授位が麻呂の政界進出の画期になったものではあるが、当時の物部氏の中心は、榎井(朴井)連の一族であった可能性が高い。麻呂に先だって、前年の天武九年七月に、朴井連子麻呂が小錦下位を授かっているからである。子麻呂については他に所見がないが、朴井連の一族の人物としては、大化元年(六四五)の古人大兄皇子事件で皇子に從った物部朴井連稚子、大化の東国「国司」の次官の一人であった朴井連(名を欠く)、斉明四年(六五八)の有間皇子事件において蘇我赤兄に遣わされて皇子の家を囲んだ物部朴井連鮪(稚子と同一人の可能性もある)、壬申の乱の功臣である朴井連雄君らがあげられる。⁽²³⁾そして雄君については、天武紀五年六月条に、「物部雄君連忽發_レ病而卒。天皇聞之_レ大驚。其壬申年、從車駕入_二東国_一、以_レ有_二大功_一降_レ恩贈_二内大紫位_一。因賜_二氏上_一」⁽²⁴⁾とみえる。贈位ではあるが内大紫位は正三位に相当する高位であり、「氏上」を賜っていることも注意される。この「氏上」について、日本古典文学大系本『日本書紀』の頭注には、「物部氏の氏上。死亡時の追賜で名譽的なものであるが、これによって榎井氏は物部氏一族を代表する地位を天皇から保証された⁽²⁴⁾とみてよい」とある。これ以前には、壬申の乱で一族が分

裂したこともあつてか、物部氏の氏上は定まっていなかったと推定される。朴井連雄君が氏上を追賜されたことから、天武九年当時、物部氏一族の中心人物と目されていたのは朴井連子麻呂であつたとみてよいであろう。

(ホ)は、(ニ)からさらに五年後の朱鳥元年(六八六)の記事である。麻呂は、天武の殯庭において法官(大宝令制下の式部省に相当)の事を誅しているのであるが、布勢(阿倍)御主人が大法官の事を誅したのに続いて、六官の一つを代表して誅しているのであるから、この段階では政界の中心人物の一人となつていことが明らかである。物部氏の一族で、ほかにこの時に誅した人物はおらず、物部氏が代表する地位にあつたことも確かであろう。時の冠位は直広参(正五位下相当)であるが、この冠位も、当時としては布勢御主人らの直大参(正五位上相当)に次ぎ、大伴安麻呂と並ぶ位である。壬申の乱で敵側についた麻呂が、乱の功臣である雄君の系統を抑えて物部氏一族の長となり、政界の中樞に位置するようになったのは、天武に拔擢されたこともあるが、麻呂自身の政治的力量によるところが大きいとみなければならぬであろう。

また、この(ホ)以後は、(ト)を除き、「石上朝臣麻呂」と記

されるが、これは、天武十三年十月に八色のカバネが制定され、翌十一月に物部連を含む五二氏に朝臣のカバネが賜与されたのを受けてのことと考えられる。ウヂ名が物部から石上に改められたのも、朝臣のカバネが賜与された時と同じか、その後まもない時期であろう。石上のウヂ名が採用された理由としては、石上神宮の祭祀に麻呂が関与するようになっていたことが考えられる。

朝臣のカバネを賜与された五二氏のうち、旧カバネが臣であつた氏族は三九氏、君は一一氏、連は二氏である。旧カバネが連であつた氏族のほとんどは宿禰のカバネを賜与されたのであるから、連から朝臣は異例としなければならぬ。そして、その異例の二氏が、物部氏と中臣氏である。

この点について、野田嶺志氏は、物部・中臣両氏の祭祀的性格や、大三輪君・鴨方君の三氏が同じく朝臣を賜与されていること、これらの氏族と天武個人との関係が考えられることなどから、物部・中臣氏らは、「天皇デイスポティズム思想の体制化という画期的任務を担つたから」であり、「新しい祭祀形態の確立という画期的事業に参加しえた為であつたから」であるとされている。⁽²⁵⁾天武の課題が天皇デイスポティズムにあつたかどうかは措くとし

て、物部・中臣両氏が「新しい祭祀形態の確立」に特に重要な役割を担ったがために特別扱いされたというのは、そのとおりであると思う。『日本書紀』にみえる物部氏の伝承の成立事情として、志田諱一氏の説かれる物部・中臣・三輪（大三輪）三氏の団結があったとするならば、それは、この段階以降のこととみるのが妥当であろう。

(イ)は、(ホ)から三年後の持統三年（六八九）の記事であり、石川蟲名らとともに位記を筑紫に送給する役目を命じられている。同年六月の浄御原令の施行を受けてのことであるが、これには、天皇の代行といった意味もあるといえよう。また「新城」を監することも命じられており、この「新城」は、水城・大野城などを指すと解するのが普通である。うが、天武紀五年是歳条や同十一年三月朔条などにみえる、新都造宮の候補地としての「新城」である可能性も指摘されている。⁽²⁶⁾この時の冠位は直広参で(ホ)の時と変わらないが、(イ)からは、政界の中樞としての役割を順調に果たしていたことがみてとれるであろう。

(ト)は、その翌年の記事であり、正月元日に行われた持統天皇の即位儀礼において、大楯をたてたという記事である。ここでは「物部麻呂朝臣」とあるが、これは、伝統的行事

に奉仕するということで負名氏としての物部を名乗ったものと考えられる。⁽²⁷⁾やがて、大嘗祭に石上・榎井両氏の人物が楯をたてるということが恒例化していくが、その例は、麻呂の時に開かれたということになる。麻呂が天皇の即位儀礼に関わったことが、ニギハヤヒの伝承の成立と関係することは、⑧の見解を示された長家理行氏の説かれるとおりであろう。

最後の(チ)は、(ト)から六年後の持統十年の記事であるが、『万葉集』巻一に載る「石上大臣從駕作歌」の左注によれば、その間の持統六年に、持統の伊勢行幸に従ったことが知られる。(チ)は、資人五〇人を仮賜されたという記事であり、時の冠位は直広菴（正四位下相当）である。麻呂より上位には、資人一二〇人を仮賜された正広参の丹比嶋と、八〇人を仮賜された正広肆の阿倍御主人・大伴御行の三人がいるに過ぎず、同じく五〇人を仮賜された藤原不比等は二階級下の直広式であった。

なお、これに遡る持統五年八月には、一八氏に対して「其祖等墓記」の上進が命じられているが、いうまでもなく、この一八氏に石上氏も含まれており、『日本書紀』の物部氏関係の記事には、この「墓記」に基づいたものが

あつたとみられている。⁽²⁸⁾石上氏の「墓記」の内容については、当然、麻呂の関与するところが大きかったであろう。

以上、『日本書紀』の麻呂関係記事についてみてきたが、(イ)を除けば、いずれも事実が淡々と叙述された記事であり、とくに麻呂を顕彰するような方向での潤色はみられない。そのようななかで(イ)は、壬申紀の性格もあり、麻呂が自身について潤色を加えうる唯一の記事であつたということもできよう。

その後の麻呂の経歴を簡単にたどっておくと、次のとおりである。

文武天皇四年(七〇〇)十月、筑紫掾領に任命される。時に直大弐(正四位上相当)。

大宝元年(七〇一)三月、正正三位に叙位。中納言が廃止されたことにより、中納言から大納言に任命される。七月、丹比(多治比)嶋の弼膊使となる。

大宝二年八月、大宰帥を兼ねる。

大宝三年閏四月、阿倍御主人の弼膊使となる。

慶雲元年(七〇四)正月、右大臣に任命され(時に從二位)封二一七〇戸を賜わる。

和銅元年(七〇八)正月、正二位に叙位。三月、左大

臣に任命される。

和銅三年三月、平城京遷都により、藤原京の留守官となる。

養老元年(七一七)三月、薨去。

麻呂は、大宝三年閏四月に阿倍御主人が死去してからは、一四年間にわたって太政官の首座にあつた。ただし、大宝二年正月から靈龜元年(七一五)七月までは、刑部親王とそれに次いで穂積親王が「知太政官事」の地位にあり、両親王が太政官を統括したと考えられる。そして靈龜元年七月の穂積親王の死後は、藤原不比等が実質的に中心にあつたとみるのが普通である。しかし、この間の麻呂が、何ら実権を持たない存在であつた、というようなことは考え難い。和銅七年二月には、紀清人と三宅藤麻呂に国史を撰することが命じられているが、これは養老四年五月完成の舍人親王を中心とした『日本書紀』の編纂事業に関わる措置とみるのが普通である。⁽²⁹⁾この時は、穂積親王が「知太政官事」、麻呂が左大臣、藤原不比等が右大臣であつた。『日本書紀』の編纂には、不比等だけではなく麻呂も大きく関わっていたとみて、何ら不自然ではない。

不比等と麻呂の関係については、対抗関係にあつたとし

て、麻呂が藤原京の留守官になったことを、⁽³⁰⁾不比等により政権から遠ざけられたものとする見方もあれば、両者の関係は良好であったとする見方もある。⁽³¹⁾八世紀はじめの政治史については、改めて検討する必要があるが、これまで、麻呂の存在については過小評価されることが多かったように思う。

先に引用した麻呂の薨伝によれば、麻呂の父の字麻乃は「難波朝衛部大華上」であったとあるが、「大華上」(正四位相当)というのは、野田嶺志氏が説かれるとおり、粉飾の可能性が高い。⁽³²⁾壬申の乱で敵側についてという経歴を持つ麻呂にとっては、その出自を高める必要があったのである。『日本書紀』のニギハヤヒの伝承が、他の氏族とは異なる始祖伝承になっている理由も、物部氏がとくに強大であった時期に作成されたからというのではなく、この点に求めなければならぬと思う。はじめ敵対する側にあつてのちに帰順するというニギハヤヒのあり方は、麻呂の経歴と重なるものでもあるといえよう。

注

(1) 津田左右吉『日本古典の研究』上(岩波書店、一九四八

年)。のち、『津田左右吉全集』第一卷(岩波書店、一九六三年)。

(2) 松田章一「古事記における物部伝承の考察」(『金沢大学法文学部論集』文学篇一〇、一九六二年)。

(3) 吉井巖「火明命」(『大阪経済大学論集』五四、一九六六年)。のち、同「天皇の系譜と神話」(『塙書房』一九六七年)に収録。

(4) 直木孝次郎「物部連と物部」(同『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年)。

(5) 宇野幸雄「物部氏について―ニギハヤヒノミコト降臨神話を中心に―」(『肥後先生古稀記念論集刊行会編』『日本民俗社会史研究』弘文堂、一九六九年)。

(6) 横田健一「神武紀の史料的人格」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』同記念事業会、一九七〇年)。のち、同『日本書紀成立論序説』(『塙書房』一九八四年)に収録。

(7) 志田諄一「古代氏族の性格と伝承」(『雄山閣』一九七一年)第三章二「物部連」。なお、畑井弘「物部氏の伝承」(『吉川弘文館』一九七七年)は、ニギハヤヒはフツノミタマから構想されたとする。

(8) 長家理行「物部氏族伝承成立の背景」(『龍谷史壇』八一・八二、一九八三年)。

(9) 松前健「石上神宮の祭神とその祭祀伝承の変遷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』7、一九八五年)。

- (10) 泉谷康夫「物部氏と宗教」(『日本書紀研究』一六、一七八七年)。のち、同「記紀神話伝承の研究」(吉川弘文館、二〇〇三年)に収録。
- (11) 黛弘道「降臨と東遷―大王家・物部氏と海人―」(『国史学』一三四、一九八八年)。のち、同「物部・蘇我氏と古代王権」(吉川弘文館、一九九五年)に「物部氏と大王家の降臨伝承」と改題して収録。
- (12) 松尾光「物部氏の研究―饒速日命の降臨伝承と『先代旧事本紀』の謎―」(『別冊歴史読本』二七―一七、二〇〇二年)。のち、同「古代の豪族と社会」(笠間書院、二〇〇五年)に「物部氏と『先代旧事本紀』」と改題して収録。
- (13) 野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察」(『史林』五一―二、一九六八年)、亀井輝一郎「祭祀服属儀礼と物部連」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』上、塙書房、一九八八年)なども、ニギハヤヒの伝承をとくに取りあげたものではないが、記紀の物部氏伝承の成立に石上麻呂の関与を重視する。
- (14) 津田左右吉『津田左右吉全集』第一巻、(前掲)二八九頁。
- (15) 吉井巖『天皇の系譜と神話』(前掲)一四六頁。
- (16) 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』(前掲)一三七―八頁。
- (17) 横田健一『日本書紀成立論序説』(前掲)一二二頁。
- (18) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『史学雑誌』五六―七、一九四六年)。のち、同「日本古代史の基礎的研究」上(東京大学出版会、一九六四年)、さらに、坂本太郎著作集第二巻「古事記と日本書紀」(吉川弘文館、一九八八年)に収録。阿部武彦「先代旧事本紀」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上巻、吉川弘文館、一九七一年)、など参照。
- (19) 安井良三「物部氏と仏教」(『日本書紀研究』三、一九六八年)。黒田達也「崇仏論争」についての「一試論」(『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』一五、一九八一年)。のち、同「朝鮮・中国と日本古代大臣制」(京都大学出版会、二〇〇七年)に「崇仏論争」をめぐって」と改題して収録。加藤謙吉「蘇我氏と大和王権」(吉川弘文館、一九八三年)。北條勝貴「崇・病・仏神」『日本書紀』崇仏論争と『法苑珠林』―(あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』(吉川弘文館、二〇〇五年)、など参照)。
- (20) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』(学校法人学習院、一九八二年)。同「系譜論からみた稲荷山古墳出土鉄剣銘文」(『十文字国文』九、二〇〇三年)。
- (21) 川崎庸之『天武天皇』(岩波書店、一九五二年)。
- (22) (イ)の「物部連麻呂」と(ロ)の「物部麻呂朝臣」を同一人として、それは石上麻呂とは別人とする説もある(畑井弘『物部氏の伝承』前掲)が、従えない。

- (23) 百濟救援軍の後將軍として物部連熊の名もみえるが、榎井連の一族か否か不明である。
- (24) 日本古典文学大系『日本書紀』下（岩波書店、一九六五年）四二三頁、頭注二八。
- (25) 野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察」（前掲）一八頁。
- (26) 日本古典文学大系『日本書紀』下（前掲）五〇〇頁、頭注六。
- (27) 同右、頭注一四。ただし、物部氏が大楯をたてるという行為は、この時にはじまったとみるべきであり、その行為そのものが伝統的であったということではない。
- (28) 坂本太郎「纂記と日本書紀」（前掲）。
- (29) 新日本古典文学大系『統日本紀』一（岩波書店、一九八九年）四三一〜二頁、補注6―三九、参照。
- (30) 上田正昭『藤原不比等』（朝日新聞社、一九八六年）。
- (31) 木本好信「奈良時代の藤原氏と石上氏」（『政治経済史学』四三八・四三九、二〇〇三年）。のち、同『奈良時代の藤原氏と諸氏族』（おうふう、二〇〇四年）に、「藤原不比等・広嗣・良継と石上氏」と改題して収録。
- (32) 野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察」（前掲）二二〜三頁。